

府 益 担 第 7 5 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

各府省等特例民法法人担当課長 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官
(公 印 省 略)

特例民法法人が新制度移行前に平成 20 年基準を採用する場合の
指導監督等について(通知)

特例民法法人が、新制度移行前に、平成 20 年基準（平成 20 年 4 月に公表された公益法人会計基準をいう。以下同じ。）を採用する場合の指導監督等に関する考え方について、下記のとおり取りまとめたので、通知します。

記

1. 内部管理事項

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 30 条の規定に準じて作成された「収支予算書」（ただし、① 借入金限度額 及び ② 債務負担額を付記する必要がある。）については、所管官庁が適当と認める場合、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）及び「都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を定める件」（平成 12 年総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第 1 号。以下「よるべき基準」という。）上の「収支予算書」としても取り扱うことは可能である。

ただし、この「収支予算書」だけでは、法人の資金面での活動計画が十分に明らかとならないと判断する場合、所管官庁において、「収支予算書」に、法人の投資活動及び財務活動に関する見込みを記載した文書の添付を求める等により、補充することも可能である。

他方、所管官庁が、引き続き、平成 20 年基準を踏まえた資金収支ベースの収

支予算書の作成等を求めると判断することも可能であるが、法人の実態や移行便宜等を参酌し判断することとされたい。

- (2) 平成 20 年基準に基づき作成された正味財産増減計算書は、所管官庁が適当と認める場合、指導監督基準及びよるべき基準上の「収支計算書」としても取り扱うことは可能である。

ただし、この「収支計算書」（正味財産増減計算書）だけでは、法人の予算管理の状況等が十分に明らかとならないと判断する場合、所管官庁において、「収支計算書」（正味財産増減計算書）に、法人の投資活動及び財務活動の実績を記載した文書の添付を求める等により、補充することも可能である。

他方、所管官庁が、引き続き、平成 20 年基準を踏まえた資金収支ベースの収支計算書の作成等を求めると判断することも可能であるが、法人の実態や移行便宜等を参酌し判断することとされたい。

- (3) 平成 20 年基準を採用した場合であっても、法人の会計処理規程、会計帳簿及び書類の保存については、基本的に、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項について」という。）によるべきものとする。

2. 外部監査の要請

上記 1. (2) により収支決算額を把握することができない特例民法法人のうち、資産の合計額が 100 億円以上若しくは負債の合計額が 50 億円以上又は経常収益の合計額が 10 億円以上の法人に対しては、引き続き、公認会計士等による監査の要請を行うものとする※。

ただし、所管官庁の判断により、平成 20 年基準を踏まえた資金収支ベースの収支計算書の作成を求める場合であっても、当該収支計算書は、公認会計士等の意見表明を要するものではない。また、上記 1. (2) により収支計算書に添付する書類も、公認会計士等の意見表明を要するものではない。

※ 新制度に移行した法人は、法律の規定に基づき一定の要件を充たす場合には、会計監査人の設置が義務付けられる。新制度において会計監査人の設置が義務付けられることとなる法人のほとんどは、現行制度の下でも公認会計士等による監査の要請を行う対象に含まれると考えられるが、このような法人で外部監査を受けていない事例については、新制度の下で外部監査が義務付けられることを踏まえ、特に適切に要請を行う必要がある。

以上

問 1 特例民法法人が平成20年基準を採用する場合、旧主務官庁はどのようなことに留意する必要があるか。

(答)

1. 特例民法法人が、任意に平成20年基準を採用しようとする背景には、新制度への移行が念頭にあると考えられる。したがって、新制度への円滑な移行が可能となるような的確な指導をすることが必要。
2. 他方、特例民法法人の指導監督の在り方等について、国民から厳しい視線が向けられる中、適正な法人活動を維持する観点から、旧主務官庁は引き続き的確な指導監督を行うことが求められる。
3. また、法人の負担についても一定の配慮が必要である。
4. 旧主務官庁においては、以上を踏まえた上で、所管法人との間で、平成20年基準を採用した場合の「指導監督基準」の具体的な適用等について、正確な認識の共有が図られるようにしておくことが適當。

問2 資金収支ベースの収支計算書の作成を求めない場合、指導監督基準との関係をどのように考えるべきか。また、特例民法法人概況調査において資金収支ベースの数値は求められないのか。

(答)

1. 資金収支ベースの収支計算書の作成を求めない場合、法人の「総支出額」、「収益事業の支出規模」、「収入」等を把握できなくなり、指導監督基準に基づく指導監督を字義どおり行うことができなくなることも考えられる。
2. しかしながら、この場合であっても、資金収支ベースと損益ベースの違いを意識しつつ、必要な読替えを行う等により、指導監督基準の趣旨を踏まえた指導監督を行うことは可能と考えている。

【想定される読替えの例】

指導監督基準の「2. 事業」中、「総支出額」を「事業費及び管理費の合計額」と、「収入、支出」を「収益、経費」と、「収益事業の支出規模」を「収益事業に係る事業費」と、「4. 機関」の(1)⑥中「収支」を「損益」と、「5. 財務及び会計」中「総支出額」を「事業費及び管理費の合計額」と読み替える。

3. また、特例民法法人概況調査においても、正味財産増減計算書から把握できる数値の記入を求めることを想定している。